



# 国家資格 厚生労働省認定施術所 整体・マッサージ協会



News Release

平成29年5月26日

## 法的な資格制度がない医業類似行為の手技による施術は慎重に

消費者庁には、「整体」、「カイロプラクティック」、「リラクゼーションマッサージ」などの法的な資格制度がない医業類似行為の手技による施術で発生した事故の情報が、1,483件<sup>1</sup>寄せられています(平成21年9月1日から平成29年3月末までの登録分)。そのうち、治療期間が1か月以上となる神経・脊髄の損傷等の事故が240件と全体の約16%を占めています。

これらの施術を受ける際は、以下の点に気を付けましょう。

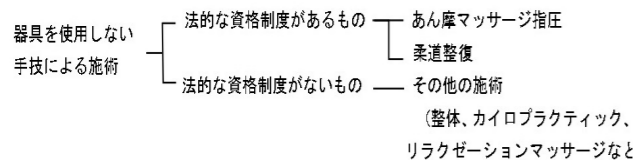
- 1) 疾病がある方は施術を受ける前に医師に相談しましょう。
- 2) 情報を見極めて、施術や施術者を慎重に選びましょう。
- 3) 施術を受ける際は、施術者に自分の体調や希望をしっかりと伝えましょう。
- 4) 施術を受けた後で異常を感じた場合は、すぐに施術を受けた施設や運営者に伝え、なるべく早く医師に相談しましょう。
- 5) トラブルの解決が困難な場合は、お近くの消費生活センター等に相談しましょう。

## 1. 法的な資格制度がない医業類似行為の手技による施術について

器具を使用しない手技による施術で、日本で行われているものは、「あん摩マッサージ指圧」や「柔道整復」といった法的な資格制度がある施術と、法的な資格制度がない施術の2つに大別されます。

「あん摩マッサージ指圧」及び「柔道整復」は、法的な資格制度がある施術であり、文部科学大臣の認定した学校又は厚生労働大臣の認定した養成施設において3年以上の教育を受け、国家試験に合格した者のみ業として行うことができ、施術所を開設する場合は、所在地の都道府県知事に届け出なければならないとされています。

一方、法的な資格制度がない施術には、医業類似行為とされる、①いわゆるカイロプラクティック療法(以下「カイロプラクティック」といいます。)<sup>2</sup>や②いわゆる整体(以下「整体」といいます。)<sup>3</sup>などと、③心身の緊張を弛緩させることを目的としたリラクゼーションマッサージなどがあります。医学的観点から人体に危害を及ぼす可能性のある施術は禁止されていますが、その施術内容は事業者によりまちまちです。厚生労働省では、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復以外の医業類似行為については、「医学的観点から人体に危害を及ぼすおそれがあれば禁止処罰の対象にすること」、また、いわゆるカイロプラクティック療法については、「禁忌対象疾患の認識」、「一部の危険な手技の禁止」、「適切な医療受療の遅延防止」等の取扱いをすること定めています。



## 2. 消費者の皆様へ

「整体」、「カイロプラクティック」、「リラクゼーションマッサージ」などの法的な資格制度がない施術を受ける際は、以下の点に気を付けましょう。

### <施術前>

- 1) 疾病がある方は施術を受ける前に医師に相談しましょう。
  - ・ 疾病(例えば:心疾患、けい椎脊索狭さく症、骨粗しょう症など)がある方は、症状によっては、施術によって症状がひどくなってしまう場合もあります。施術を受ける前に医師に相談しましょう。
- 2) 情報を見極めて施術や施術者を慎重に選びましょう。
  - ・ 施術には有資格のあん摩マッサージ指圧及び柔道整復もあり、あん摩マッサージ指圧の国家資格を持っている人は、資格証などで確認できます。
  - ・ 法的な資格制度がない手技を含むいわゆる「統合医療」は多種多様であり、玉石混交とされています。施術を受ける前によく情報を見て判断しましょう(情報を見極めるためには厚生労働省の「統合医療情報発信サイト」にある「情報を見極めるための10か条」なども参考になります。)

### <施術中>

- 3) 施術を受ける際は、施術者に自分の体調や希望をしっかりと伝えましょう。
  - ・ 今までの既往症や現在の体調について、また、どのような施術を受けたいのかなどを、施術者にしっかりと伝えましょう。継続して施術を受ける場合は、現在の体調等とともに、前回の感想などを伝えることも大切です。
  - ・ 施術中に不安な事があれば、その場で確認しましょう。また、痛みや違和感、不快感などを感じた場合は、すぐに施術者に伝えましょう。

### <施術後>

- 4) 施術を受けた後で異常を感じた場合は、すぐに施術を受けた施設や運営者に伝え、なるべく早く医師に相談しましょう。
  - ・ 異常を感じた際、「好転反応」などと言われてそのままにしたり、継続して施術を受けたりすると、症状が悪化する場合があります<sup>4</sup>。施術を一旦中止し、医師に相談しましょう。
- 5) トラブルの解決が困難な場合は、お近くの消費生活センター等に相談しましょう。

### 相談窓口の御案内

◆ 消費者ホットライン(最寄りの消費生活センター等を御案内します。)

電話番号 188(いやや!)

※局番なし

## あん摩マッサージ指圧・はり・きゅうを受ける皆様へ

- ◎ 医師以外の方で**あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうを業として行うためには、国家資格が必要である**ことをご存じですか？
- ◎ 現在、健康の保持や病気の予防・治療などのために手技療法などによる様々なサービスを提供する事業者が増えています。
- ◎ これらの中には、**国家資格である「あん摩マッサージ指圧師」、「はり師」、「きゅう師」と**、いわゆる整体、カイロプラクティック、リラクゼーション、足裏マッサージなど国家資格制度がない者がおり、利用者の方が国家資格の有無を見分けづらいという声があります。
- ◎ このため、厚生労働省では、国家資格を持っているか見分けることができるよう都道府県を通じて施術所に対し資格情報の掲示などをお願いしています。平成28年4月からは、**国家資格を保有していることを示すため、厚生労働省が(公財)東洋療法研修試験財団に依頼して「厚生労働大臣免許保有証」を発行しています。**

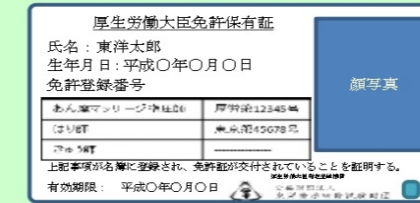
### ◎施術者が国家資格を持っているかの確認のポイント

#### 施術所の外で確認できるもの

- (1) 施術所の看板等に**国家資格を有する者であることの記載がある**

#### 施術所の中で確認できるもの

- (2) 施術所内に**①保健所に届け出た施術所であることの記載、②免許証又は免許証の内容(資格、氏名、施術者登録番号(又は免許登録番号))を記載した書面の掲示がある**
- (3) 施術者が**ネームプレート(厚生労働大臣免許保有証)を着用している**  
※(2)につきましては、各地域で様式が異なることがあります。



### ◎健康保険(療養費)の適用について

- ・ **健康保険(療養費)は、国家資格の保有者でなければ対象となりません。**
- ・ 国家資格の保有者のいる施術所であっても、実際に施術行為をした者が国家資格の保有者でない場合は、健康保険(療養費)の支給対象とならないのでご注意ください。

### ◎照会先

- ・ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に関するご相談などは、最寄りの保健所などにご連絡下さい。
- ・ 厚生労働省大臣免許保有証に関するご照会は、(公財)東洋療法研修試験財団(電話:03-3431-8771)にご連絡下さい。

<sup>1</sup> 消費者庁発足以降、事故情報データベースに寄せられた事故情報。「事故情報データベース」は、消費者庁が独立行政法人国民生活センターと連携し、関係機関から「事故情報」及び「危険情報」を広く収集し、事故防止に役立てるためのデータ収集・情報システム(平成22年4月運用開始)であり、事実関係や因果関係が確認されていない事例を含む。件数は本件注意喚起のために特別に精査したもの



厚生労働省

